

# 月報私学

4

2016

Vol.220



学校法人朝日学園は、朝日塾幼稚園・朝日塾小学校を運営し、「個性を伸ばすハイレベルの教育」を建学の精神に、日々の実践に取り組んでいます。系列に朝日塾中等教育学校・鹿島朝日高等学校を持ち、2歳から18歳までの一貫した教育の中で、高い品格と確かな学力を兼ね備えた、次代を担うリーダーの育成を目指しています。

写真提供：学校法人 朝日学園（岡山県岡山市）

## CONTENTS

- 平成28年度 私立大学等経常費補助金の予算（案）……………2
- 平成27年度 私立大学等経常費補助金 最終交付状況と配分方法の主な変更点……………3
- 電子証明書等の取り扱い……………5
- 平成28年度 学校法人基礎調査のご案内……………6
- 大学ポートレートのご利用案内……………7
- 事業団資金で明日を拓く……………8
- ねんきん定期便を送付しています……………10
- 療養費・家族療養費の請求手続き……………11
- 資格関係の報告内容の訂正／無効の加入者証等の回収と返納のお願い／  
掛金等の納付には便利な口座振替をご利用ください……………12
- 加入者にかかる学種の適用／幼保連携型認定こども園にかかる手続き／  
震災対応：一部負担金の免除期間の延長／平成28年度団体信用生命保険料充当金率（住宅貸付）  
／住宅貸付借受人に退職手当等を支給したときは即時償還となります……………13
- 各ガーデンパレス共済業務課主催 平成28年度 各種説明会……………14
- 平成28年度 私学事業団海外研修旅行（加入者コース）の募集／  
学生就職活動サポートセンター／私学事業団健康相談ダイヤル……………15
- 私学共済事業のあらまし……………16
- I N F O R M A T I O N……………18
- 宿泊施設のご案内／私学メンバーズカード新規入会キャンペーン／融資事業のご案内……………20

## 平成28年度 私立大学等経常費補助金の予算（案）

私立大学等経常費補助の平成28年度予算（案）では、一般会計に3153億円、復興特別会計に18億円を計上し、建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を確保するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を実施することとしています。

一般補助は、大学等の運営に不可欠な教育研究にかかる経常的経費に対して補助するものです。28年度予算では、2701億円を計上し、全体に占める割合は86%となっています。

特別補助では、32年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、経営改革や地域発展に取り組む私立大学等を重層的に支援するため、451億円を計上しています。

28年度から新たに実施する事業として、学長のリーダーシップのもと、優先課題として全学的な独自色を大きく打ち出す研究に取り組む私立大学に対して、経常費と施設・装置費、設備費を一体として重点的に支援を行う「私立大学研究ブランディング事業」を創設しています。本事業は、個々のプロジェ

クトではなく、研究を足がかりとして独自色を打ち出す全学的な取組を行う大学を支援することとしているため、各年度の申請は1大学1件としています。選定にあたっては、研究体制と研究内容を総合的に審査し、30～40件程度を選定することとしています。

また、28年度で4年目となる「私立大学等改革総合支援事業」においては、教育の質的転換（タイプ1）の取組について重点的に措置するとともに、高大接続改革に積極的に取り組む大学等への支援を実施します。さらに、各タイプ（1～4）の採択校を拡充するなどの充実を図っています。

このほか、大学内・大学間のスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模の私立大学等（三大都市圏外に所在する収容定員2千人以下の大学等）を重点的に支援する「私立大学等経営強化集中支援事業」を引き続き実施するほか、大学の規模や地域に関わらず、地方に積極的に貢献する大学の取組や地方の職や雇用を支える人材育成への支援や、意欲と能力のある学生が経済的な理由により学業を断念することがないよう、経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料減免への支援の充実を図ることとしています。

（文部科学省高等教育局  
私学部私学助成課）

## 私立大学等改革総合支援事業

- 高等教育全体の質の向上には、大学の約8割を占める私学の改革支援が急務。
- このため、各タイプに対応した改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費による一体的支援を実施。
- 教育の質的転換の取組について重点的に措置するとともに、高大接続改革に取り組む大学を追加的に支援（タイプ1）。また、大学の特色に応じて申請できるタイプ2～4も充実。
- 対象は、延べ670校程度を想定（各タイプ間の重複採択あり）。
- 3年間の事業実績を踏まえて、設備費を縮減する一方、経常費増額により採択校を拡充。

平成28年度予算額(案)201億円(201億円)

|        |       |         |
|--------|-------|---------|
| 経常費    | 167億円 | (144億円) |
| 活性化設備費 | 23億円  | (46億円)  |
| 施設・装置費 | 11億円  | (11億円)  |

## 基本スキーム

## タイプ2「地域発展」(160校)

地域社会貢献、社会人受入れ、生涯学習機能の強化等を支援

- 自治体との包括連携協定の締結
- 全学的地域連携センターの設置
- 地域社会と連携した地域課題解決のための教育プログラム 等

※三大都市圏（過疎地域は除く）にある収容定員8,000人以上の大学等は対象外。

## タイプ3「産業界・他大学等との連携」(80校)

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究支援

- 教育面を含む産学連携体制の構築
- 長期インターンシップ
- 交流協定に基づく単位互換の実施・交流実績
- 教育プログラムの共同開発、共同研究、共同FD・SD 等

## タイプ4「グローバル化」(80校)

国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化を支援

- 実践的な語学教育
- 外国人数員・学生の比率
- 地域のグローバル化への貢献 等

※必須要件 グローバル化対応ポリシーの策定。

## タイプ1「教育の質的転換」(350校)

全学的な体制での教育の質的転換（学生の主体的な学修の充実等）を支援

〈評価する取組(例)〉

- 全学的教学マネジメント体制の構築
- シラバスの改善（主体的な学修を促す教育課程の編成）
- 学生の学習時間等の把握と充実
- 学生による授業評価結果の活用
- 外部組織と連携したproject-Based Learningの実施 等

+

高大接続改革に積極的に取り組む大学等を追加的に支援（新規）

〈評価する取組(例)〉

- 多面的・総合的な入試への転換
- 高等学校教育と大学教育の連携強化
- アドミッションオフィス等の組織改善
- 追跡調査など選抜方法の妥当性の検証 等

表1 平成27年度 私立大学等経常費補助金交付状況

| 区 分     | 学 校 法 人 数 |                       |            | 学 校 数      |                     |            | 補 助 金 額     |             |
|---------|-----------|-----------------------|------------|------------|---------------------|------------|-------------|-------------|
|         | 総数<br>(A) | 交 付 法 人<br>法人数<br>(B) | (B)<br>(A) | 総 数<br>(C) | 交 付 校<br>学校数<br>(D) | (D)<br>(C) | 当 初 予 算 額   | 交 付 決 定 額   |
| 一 般 補 助 | 大 学       | 法人                    | 法人         | %          | 校                   | 校          | %           | 千円          |
|         | 短 期 大 学   | 558                   | 526        | 94.3       | 607                 | 566        | 93.2        | 252,490,385 |
|         | 高等専門学校    | 109                   | 107        | 98.2       | 329                 | 308        | 93.6        | 18,122,348  |
|         | 計         | 1                     | 1          | 100.0      | 3                   | 3          | 100.0       | 492,267     |
| 特 別 補 助 | 大 学       | 668                   | 634        | 94.9       | 939                 | 877        | 93.4        | 271,105,000 |
|         | 短 期 大 学   | 558                   | 517        | 92.7       | 607                 | 552        | 90.9        | 41,591,145  |
|         | 高等専門学校    | 109                   | 100        | 91.7       | 329                 | 294        | 89.4        | 4,696,226   |
|         | 計         | 1                     | 1          | 100.0      | 3                   | 3          | 100.0       | 32,128      |
| 合 計     | 大 学       | 668                   | 618        | 92.5       | 939                 | 849        | 90.4        | 46,979,684  |
|         | 短 期 大 学   | 558                   | 526        | 94.3       | 607                 | 566        | 93.2        | 294,081,530 |
|         | 高等専門学校    | 109                   | 107        | 98.2       | 329                 | 308        | 93.6        | 22,818,574  |
|         | 計         | 1                     | 1          | 100.0      | 3                   | 3          | 100.0       | 524,395     |
| 計       | 668       | 634                   | 94.9       | 939        | 877                 | 93.4       | 318,084,684 | 317,424,499 |

注：当初予算額と交付決定額の差は、復興特別会計での未執行額である。

27年度の配分方法の主な変更点等は次のとおりです。

**私立大学等改革総合支援事業**

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化

表2 平成27年度 私立大学等経常費補助金特別補助交付状況

| 項 目 名                         | 実 績               |            |
|-------------------------------|-------------------|------------|
|                               | 対象（校）             | 交付額（千円）    |
| 1 成長力強化に貢献する質の高い教育            | 761               | 5,029,157  |
| 2 社会人の組織的な受入れ                 | 537               | 5,795,592  |
| 3 大学等の国際交流の基盤整備               | 686               | 6,340,526  |
| 4 大学院等の機能の高度化                 | 650               | 16,674,358 |
| 5 経営強化等支援                     | 119               | 3,303,296  |
| 6 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実        | 666               | 7,002,071  |
| 7 東日本大震災からの復興支援 <sup>※1</sup> | 108               | 2,174,499  |
| 特 別 補 助 計                     | 849 <sup>※2</sup> | 46,319,499 |

※1 復興特別会計にかかる項目  
※2 対象校の合計欄は、実交付学校数

平成27年度私立大学等経常費補助金は、当初予算額3180億8468万4000円（復興特別会計を含みます）のうち、3174億2449万9000円を877校に対して交付しました。

## 平成27年度 私立大学等経常費補助金 最終交付状況と配分方法の主な変更点

このうち一般補助は2711億500万円、特別補助は463億1949万9000円（復興特別会計を含みます）となっています（表1、2）。

といった改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対して、経常費（一般補助・特別補助）と設備費・施設費（文部科学省執行）を一体として重点的に支援する事業です。

当該支援事業では、調査票の回答内容に基づいた得点により、文部科学省が設置した委員会において、次の1、4のタイプごとに、一定の点数以上の大学等が選定されます。

27年度の選定校数は421校（実数）でした（表3）。

表3 平成27年度 私立大学等改革総合支援事業 選定状況

|                             | 大学               |                 |              | 短大              |                 |              | 高専              |                 | 申請<br>校数計<br>(校) | 選定<br>校数計<br>(校) | 選定率          | 平均点<br>(点)       | 選定<br>ライン<br>(点) |
|-----------------------------|------------------|-----------------|--------------|-----------------|-----------------|--------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|--------------|------------------|------------------|
|                             | 申請<br>校数<br>(校)  | 選定<br>校数<br>(校) | 選定率          | 申請<br>校数<br>(校) | 選定<br>校数<br>(校) | 選定率          | 申請<br>校数<br>(校) | 選定<br>校数<br>(校) |                  |                  |              |                  |                  |
| タイプ1<br>【教育の質的<br>転換】       | 479<br>(477)     | 219<br>(231)    | 46%<br>(48%) | 233<br>(227)    | 100<br>(82)     | 43%<br>(36%) | 2<br>(2)        | 1<br>(1)        | 714<br>(706)     | 320<br>(314)     | 45%<br>(44%) | 80.81<br>(70.07) | 88<br>(78)       |
| タイプ2 <sup>※</sup><br>【地域発展】 | 316<br>(348)     | 120<br>(127)    | 38%<br>(36%) | 132<br>(150)    | 33<br>(28)      | 25%<br>(19%) | 1<br>(1)        | 0<br>(0)        | 449<br>(499)     | 153<br>(155)     | 34%<br>(31%) | 33.07<br>(34.29) | 40<br>(43)       |
| タイプ3<br>【産業界・他大学<br>等との連携】  | 225<br>(234)     | 71<br>(55)      | 32%<br>(24%) | 51<br>(52)      | 3<br>(0)        | 6%<br>(0%)   | 1<br>(1)        | 1<br>(0)        | 277<br>(287)     | 75<br>(55)       | 27%<br>(19%) | 20.33<br>(17.12) | 29<br>(27)       |
| タイプ4<br>【グローバル化】            | 204<br>(195)     | 75<br>(100)     | 37%<br>(51%) | 40<br>(43)      | 3<br>(3)        | 8%<br>(7%)   | 0<br>(1)        | 0<br>(1)        | 244<br>(239)     | 78<br>(104)      | 32%<br>(44%) | 50.96<br>(41.52) | 59<br>(46)       |
| 延べ計                         | 1,224<br>(1,254) | 485<br>(513)    | 40%<br>(41%) | 456<br>(472)    | 139<br>(113)    | 30%<br>(24%) | 4<br>(5)        | 2<br>(2)        | 1,684<br>(1,731) | 626<br>(628)     | 37%<br>(36%) | —                | —                |
| 実数計                         | 502<br>(505)     | 308<br>(319)    | 61%<br>(63%) | 242<br>(238)    | 111<br>(92)     | 46%<br>(39%) | 2<br>(2)        | 2<br>(1)        | 746<br>(745)     | 421<br>(412)     | 56%<br>(55%) | —                | —                |

※タイプ2においては、私立大学等改革総合支援事業委員会における審議を踏まえ、地域バランスの観点から一部調整している。

### タイプ1「教育の質的転換」

全学的な体制での教育の質的転換に取り組む大学等を支援します。27年度は、88点以上（106点満点）の320校が選定されました。

〔評価する取り組み（例）〕

○学長を中心とした、全学的な教学マネジメント体制の構築

○準備学習に必要な時間又はそれに準じる程度の具体的な学修内容のシラバスへの明記

○学生の学修時間の実態や学修行動の把握の組織的な実施

### タイプ2「地域発展」

地域社会貢献、社会人受け入れ、生涯学習機能の強化等に取り組む大学等を支援します。27年度は、40点以上（56点満点）の153校が選定されました。

〔評価する取り組み（例）〕

○大学等所在地の都道府県又は市区町村等との包括連携協定の締結

○全学的な地域連携のためのセンターの設置

### タイプ3「産業界・他大学等との連携」

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究に取り組む大学等を支援します。27年度は、29点以上（50点満点）の75校が選定されました。

〔評価する取り組み（例）〕

○教育面を含む産学連携体制の構築

○他の国内大学等との教育プログラム  
の共同開発、共同研究、共同FD・SD

## タイプ4「グローバル化」

語学教育強化、国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化に取り組み大学等を支援します。27年度は、59点以上（98点満点）の78校が選定されました。

〔評価する取り組み（例）〕

- 秋入学実施など入学時期の弾力化
- 外国語のみによる授業科目の開設

当該支援事業に選定された大学等については、一般補助及び特別補助において、次のとおり増額します。

## 一般補助

「教育研究経常費」のうち「教員経費」及び「学生経費」の補助金算定額に19・1%を乗じた額について、2億5000万円を上限として増額します。

## 特別補助

タイプごとの得点に応じ一定額（800万～1200万円）を増額します。設備費・施設費を含む当該支援事業の詳細は、文部科学省ホームページ〔教育▼大学・大学院、専門教育▼私立学校の振興▼私学助成の充実▼大学等関連▼私立大学等改革総合支援事業〕をご覧ください。

## 一般補助

研究旅費等の対象経費の範囲について  
〔拡充〕

移動手段が多様化する実態に鑑み、研究旅費に関して、従前の経常的経費の範囲であった「専任教員等の研究のための国内旅行に要する鉄道賃、船賃、航空賃、日当及び宿泊料」に車賃を追加しました。また、教育研究経常費及び厚生補導費にも同様に車賃を追加しました。

## ポスト・ドクター及び研究支援者の取り扱い〔要件緩和〕

教育研究補助者の認定要件において、採用初年度の4月1日現在で、ポスト・ドクターは35歳未満、研究支援者は35歳以上という年齢制限がありましたが、研究者へのキャリアパスが多様化する状況を踏まえ、この制限を撤廃しました。

## 情報の公表状況における補正率の取り扱い〔厳格化〕

情報の公表が相当程度進んでいる状況に鑑み、非公表の法人に情報公表を促す観点からマイナスの補正率を3倍に強化しました。

## 特別補助

成長力強化に貢献する質の高い教育  
就職支援・就業力育成の充実  
〔算定方法変更〕

キャリアアカウンセラー等の有資格者を配置している場合、一人あたり50万円を支援していましたが、27年度から20万円に引き下げました。一方で、地方の職を支える人材育成にかかる取り組み等の支援を充実するため、対象となる取り組みを新設し、単価も引き上げました。

〔27年度追加した取り組み〕

- 地元産業界等と連携した実践的PBL
- 就業・起業に関する地域の学校との連携
- 地方企業等でのインターンシップ実施
- 地方企業等への就職率

## 社会人の組織的な受入れ

〔算定方法変更〕

社会人学生を正規課程に受け入れている大学等への支援については5000万円を上限としていましたが、27年度より2000万円が上限となりました。

一方で、社会人の学び直しニーズにかかる取り組みへの支援を充実するため、対象となる取り組みを新設し、他の取り組みとともに過去3年に受け入れた社会人学生等の平均人数に対する今年度受け入れた人数の増加の割合により、100%～200%の加算率を乗じて得た額を支援します。

〔27年度追加した取り組み〕

- 学修ニーズ調査の実施・調査結果の教育課程への反映
- 社会人学生向け経済的支援制度の整備

## 大学院等の機能の高度化

大学院における研究の充実〔要件追加〕

補助金算定上の調整率に用いる女性研究者支援の取り組みを追加し、女性研究者の在籍状況の割合の下限を15%以上としました。

〔27年度追加した取り組み〕

- 保育支援の実施
- ライフイベントに応じた研究を支援する者の配置
- 女性学生対象の進学説明会等、意識啓発活動の実施

## 法科大学院支援〔算定方法変更〕

公的支援の見直しの更なる強化として、司法試験合格率等の指標により、法科大学院を5つの類型に分類し、類型に応じた基礎額算定率等により調整して得た額を支援します。

## 経営強化等支援

私立大学等経営強化集中支援事業

〔新規〕

18歳人口の急激な減少を見据え、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る次の地方中小規模の大学等を支援します。

## タイプA「経営強化型」

大学等のガバナンスを一層強固にするため、積極的に取り組む収容定員充足率80%以上107%未満の大学等

## タイプB「経営改善型」

経営改善計画を策定し、経営の改善

表4 平成27年度 私立大学等経営強化集中支援事業 選定状況

| 区分              | 大学      |         |         |     | 短期大学    |         |         |     | 高等専門学校  |         | 対象校数計(校) | 申請校数計(校) | 選定校数計(校) | 選定率 | 平均(点) | 選定ライン(点) |
|-----------------|---------|---------|---------|-----|---------|---------|---------|-----|---------|---------|----------|----------|----------|-----|-------|----------|
|                 | 対象校数(校) | 申請校数(校) | 選定校数(校) | 選定率 | 対象校数(校) | 申請校数(校) | 選定校数(校) | 選定率 | 対象校数(校) | 申請校数(校) |          |          |          |     |       |          |
| タイプA<br>【経営強化型】 | 68      | 51      | 35      | 69% | 75      | 45      | 23      | 51% | 2       | 0       | 145      | 96       | 58       | 60% | 44.7  | 37       |
| タイプB<br>【経営改善型】 | 44      | 24      | 20      | 83% | 36      | 15      | 12      | 80% | 0       | 0       | 80       | 39       | 32       | 82% | 61.3  | 41       |
| 合計              | 112     | 75      | 55      | 73% | 111     | 60      | 35      | 58% | 2       | 0       | 225      | 135      | 90       | 67% | —     | —        |

私立大学等経営強化集中支援事業委員会の審査により選定された場合、タイプごとの得点に応じた一定額(2000万～4700万円)を増額します。

27年度は、タイプAで96校から申請があり、58校が選定され、タイプBでは39校から申請があり、32校が選定されました(表4)。

に向けて、不断の改革を行う収容定員充足率50%以上80%未満の大学等

## 東日本大震災からの復興支援 授業料減免事業等支援(震災分) 【要件追加】

東日本大震災(原子力発電所の事故による災害を含みます)で被災し、経済的に修学困難となった学生に対し、授業料減免事業等を実施している大学等について、被災3県に所在する大学等を重点的に支援するため、被災3県以外に所在する大学等の場合、要件に家計基準を追加しました。

主な変更点は以上です。補助金の交付状況及び配分基準等については、私学事業団ホームページ(助成業務のご案内)▼私立大学等経常費補助金をご覧ください。

問い合わせ先(私学振興事業本部)  
助成部 補助金課

私立大学等改革総合支援事業  
☎03(3230)7295～7297

私立大学等経営強化集中支援事業  
☎03(3230)7298・7299・7314

一般補助  
☎03(3230)7300～7302・7306～7308・7313

特別補助  
☎03(3230)7303～7305・7309～7312

Eメール [hojokin@shigaku.go.jp](mailto:hojokin@shigaku.go.jp)

## 電子証明書等の取り扱い

### セキュリティの確保

私学事業団では、認証システム及び暗号化システムを導入し、現段階における最大のセキュリティ対策を講じています。不正アクセスや「なりすまし」によって、情報の流出や改ざんが起らないよう、また、通信中のデータを見られても内容がわからないように、充分配慮したシステムになっています。

### 電子証明書等の取り扱い

「基礎調査票e・マネージャ」等のシステムにアクセスするには、電子証明書とパスワード(以下「電子証明書等」といいます)が必要です。

電子証明書等を利用したシステムは、学校法人が自法人のデータ領域に確実にアクセスでき、また、第三者からは決してアクセスできないように構築されています。

電子証明書等に関しては、次のことにご注意ください。

- ① 電子証明書は、学校法人基礎調査等の業務を担当されている責任者、あるいは責任者が許可した担当者、あるいは責任者が把握していない端末にインポートすると、情報の流出や改ざんにつながる可能性があります。
- ② セキュリティを維持するために、電子証明書等については、適切な保管及び管理をお願いします。

### 平成28年度電子証明書等発送

電子証明書は、学校法人基礎調査の書類に同封し、学校法人へ送付します。また、パスワードにつきましては、電子証明書とは別送します。

今回、次の4種類の電子証明書を送付します。

- ◆親認証◆子認証(学校法人ポータルサイト閲覧用、私学情報提供システム用、寄付金システム用)

「学校法人ポータルサイト」では、「私学情報提供システム」や「基礎調査票e・マネージャ」等、学校法人が利用可能な情報システムの入口の他に、連絡掲示板やマニュアル等も掲載しています。ぜひご利用ください。

なお「基礎調査票e・マネージャ」用の子認証は送付いたしません。取得する場合は、親認証をインポートしたパソコンから「基礎調査票e・マネージャ」にログイン後、画面上の操作によって子認証を発行してください。

※ 本調査における「法人番号」とは、学校法人ごとに私学事業団私学振興事業本部で指定する6桁の番号です。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」に基づき、国税庁が指定する13桁の番号とは関連ありません。

## 平成28年度 学校法人基礎調査のご案内

大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校を設置する学校法人を対象として「平成28年度 学校法人基礎調査」を実施します。

本調査により得られた情報は、私学事業団が行う経営相談、融資、補助金交付等の各種業務、私学団体による分析等、また、文部科学省による私学振興方策等の企画・立案及び予算要求のための資料として活用いたします。

本調査は、インターネットを利用した「基礎調査票e-マネージャ」（以下「e-マネージャ」といいます）により実施します。

調査に関連するご案内を、本事業団ホームページ「助成業務」画面右上よりログインできる「学校法人ポータルサイト」に随時掲載しますので、ご参照ください。

### 「e-マネージャ」を利用した提出

「e-マネージャ」は、インターネットを利用して調査を実施するシステムです。電子認証により「e-マネージャ」にアクセスし、各調査項目にデータを

入力し、送信してください。

「e-マネージャ」での調査は、95%の学校法人でご利用いただいています。なお、「操作マニュアル：入力要領」は、「e-マネージャ連絡用掲示板」又は「電子窓口」からダウンロードできますので、ご利用ください。

### 「e-マネージャ」のメリット

- ① 認証システム及び暗号化システムを導入しているため、情報のセキュリティ確保に充分配慮されています。
- ② 複数の部署で同時に作業することが可能です。
- ③ インターネットによる提出のため、提出期限直前まで作業することが可能です。
- ④ 「e-マネージャ」をご利用いただく際にインポートした認証（親認証）により、「私学情報提供システム」をご利用いただけます。当システムでは、学校経営のための分析資料出力や『今日の私学財政』の閲覧が可能です。

### 高等学校法人・小学校法人の皆様へ

本事業団では、基礎調査の提出方法として、前記の「e-マネージャ」を

推奨しています。

「電子媒体化システム」を利用した調査については、27年度の調査をもって終了しました。従来「電子媒体化システム」をご利用の学校法人におかれましても、今後は「e-マネージャ」をご利用いただくようお願いいたします。システム環境等により「e-マネージャ」を利用できない場合は、私学情報室までご相談ください。

### 決算書のご提出をお願いします （大学法人・小学校法人の皆様へ）

本調査ご提出の際、「平成27年度決算書（写）」を1部、私学情報室宛てにお送りくださいますようお願いいたします。ご提供いただいた決算書は、基礎調査の財務関連数値の確認に利用させていただきます。ほか、統計分析資料作成における貴重な資料とさせていただきます。なお、基礎調査同様、調査目的以外に使用することはありません。

補助金課へ提出されている場合も、お手数ですが、別途私学情報室へもお送りくださいますよう、お願いいたします。

### 決算書送付先

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団

私学情報室

### 大学法人・短期大学法人・ 高等専門学校法人の皆様へ

大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人の皆様におかれましては、納付金調査にご協力いただき、ありがとうございます。引き続き、本調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

なお、学校法人会計基準の改正に伴い、財務系の調査票が変更となっております。

具体的には、財務諸表の様式変更に伴い、活動区分資金収支計算書の調査票区分の新設、従来の消費収支計算書の調査票区分を事業活動収支計算書に変更、資金収支計算書、貸借対照表の調査区分については勘定科目を一部変更しました。

また、注記事項の充実が図られたことから、監査に関する情報、注記事項に関する情報及び収益事業に関する情報の調査票区分を新設しました。

これに伴い、27年度の「独立監査人の監査報告書（写）」「収益事業の決算書（写）」を併せてお送りくださいますようお願いいたします。

### 問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3230)7840～7843

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

## 「好き」とか「夢」で選ぶと受験もワクワクする 大学ポートレートのご利用案内

<http://up-j.shigaku.go.jp/>



平成26年度より運営を開始している

「大学ポートレート」について、大学（短期大学を含みます。以下同じです）への進学を希望する高校生やその保護者の方、進路指導を担当される先生方にご活用いただきたく、高等学校の皆様に内容や利用方法をご案内します。

### 「大学ポートレート」ってなに？

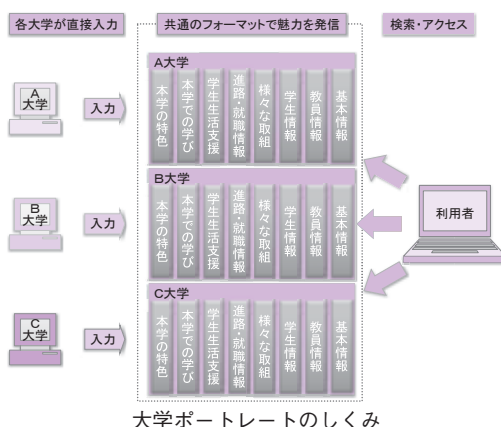
大学ポートレートとは、多種多様な大学の個性・魅力を、受験生をはじめ広く社会一般に発信する場として作られた、国公立共通のしくみです。

### 大学のホームページとの違いは？

大学はホームページ上で、自校の教育や研究、学生支援などの魅力・強みをアピールし、個性あふれる様々な情報を発信しています。その反面、大学ごとにホームページの作りが異なるため、知りたい情報にたどり着くのに時間を要することがあります。

これに対して、大学ポートレートでは、国公立と私立がそれぞれの長をを活かしつつ、フォーマットを統一しているため、知りたい情報に速やかにアクセスすることが出来ます。

また、学生数や授業料などを同じ基準で掲載しているため、複数の学校を同じものさしで比べることが出来ます。



### 参加大学はどれくらいあるの？

大学ポートレートへの参加は、各大学の任意ですが、28年3月1日現在、1041校の国公立の大学が参加しています。

### どのような情報がみられるの？

大学ポートレートには入学者の受け入れ方針、学生数、学費、所在地などの基本情報はもちろん、私立大学の建学の精神に基づいた多様な教育情報等が掲載されています。

このうち、各大学の特色は、9種類の「特色の目的」に分類して、わかりやすくしています。また、「アクティブラーニング」や「初年次教育」、「就

職支援」、「学費負担の軽減」など、各大学が実施している教育の「取組」を46種類に整理し、その実施の有無をはじめ、内容や目的等についても掲載されています。

これらを組み合わせ、私立学校ならではの様々な魅力・強みが大学ポートレート上で表現されています。

### どのような検索方法があるの？

#### 【目的別検索】

学校名・学部等名、所在地、学校の種類などを条件として検索する方法です。私学の場合は、「特色の目的」や「取組」の実施状況を検索条件に加えて、「詳細検索」を行うこともできます。

#### 【フリーワード検索】

受験生が、興味のあることや学びた

### ◆リーフレット配付のお願い

大学ポートレートのご利用にあたり、詳細を記載したリーフレットを作成しました。

下記URLに掲載していますので、ぜひ学内でお配りくださいますようよろしくお願いします。



#### ①国公立共通のリーフレット(全2頁)

<http://portraits.niad.ac.jp/jacup/wp-content/uploads/flyer.pdf>

#### ②私学のリーフレット(受験生・保護者の方へ)(全2頁)

[http://www.shigaku.go.jp/files/p\\_usage\\_leaflet.pdf](http://www.shigaku.go.jp/files/p_usage_leaflet.pdf)

#### ③私学のリーフレット(進路指導のご担当の方へ)(全4頁)

[http://www.shigaku.go.jp/files/p\\_usage\\_pamphlet.pdf](http://www.shigaku.go.jp/files/p_usage_pamphlet.pdf)

いこと、将来なりたい職業などのキーワードを入力して検索する方法です。他の情報検索サイトとの違いは？

大学ポートレートは、全国の9割を超える大学が参加しています。また大学が自ら「特色」や「取組」などの情報をコンパクトに整理し公表するともに、それらを容易に検索することが出来ます。

ぜひ、進路選択支援の新たなツールの一つとして、「大学ポートレート」をご活用ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）  
私学経営情報センター 私学情報室  
☎03(3230)7852～7855  
Eメール [portrait@shigaku.go.jp](mailto:portrait@shigaku.go.jp)

# 事業団資金で明日を拓く

＊事業団融資をご利用された学校紹介＊

## 学校法人 鶏鳴学園

対象校 青翔開智中学校・高等学校

所在地 鳥取県 鳥取市

対象事業 校舎改築

応答者

総務・事務局長代行 横井 良一

企画開発室室長 ICT推進担当

織田澤 博樹

青翔開智中学校・高等学校は、鳥取駅から車で10分、路線バスで20分の文教地区にあります。

視界を遮るものがないオープンな敷地に姿を現すガラス張りの校舎は、左右に緩やかなカーブを描き、まるで博物館のようにその存在感を示しています。

## ＊学園の成り立ち＊

学校法人鶏鳴学園は、1995年に「鶏鳴塾予備校」と「あすなろ予備校」が合併し誕生しました。鶏鳴塾予備校の前身である鶏鳴塾が創立された1950年代から、地元の塾・予備校として大学受験や高校受験の指導に当たってきました。

そして2014年、併設型中高一貫校、青翔開智中学校・高等学校が誕生しました。私学版フューチャースクー

ルとも評される当校ですが、構想10年にも及ぶ長い準備期間を要し、満を持しての開学となりました。



「生徒が毎日わくわくして通えるように」という思いから、博物館をイメージしてつくられた校舎

始まりは2002年、鳥取県において「中高一貫教育校検討委員会」が設置され、現理事長である横井司朗氏が検討委員として委嘱されたことでした。「中高一貫教育校の具体的なプランニングを行うこと」をミッションとしたこの委員会がきっかけとなり、青翔開智中学校・高等学校のプランニングがスタートします。

新設に当たり用地を事前に調査しましたが、検討した県有地からは史跡が

出土、市有地は交通の不便な場所にあり、民地は予算との折り合いがつかないなど、候補地がなかなか決まりませんでした。加えて理事会では新設の可否、是非について様々な意見が飛び交い、その道のりは険しいものとなりました。

しかし、2012年、「公教育主導の鳥取県教育を変革したい、鶏鳴学園の永続性のためにも独自性の際立った中高一貫校を設立することは、県教育課題解決に貢献する公共性を有することになる」との結論に至り、およそ10年の歳月を経て、ようやく設立準備室の開設へとこぎ着けました。

この10年という時間は、学校の独自性を追求し、教職員の思いを結実させるために重要な時間となりました。

## ＊アナログとデジタルの融合で探究型学習を実践する＊

新校舎建設に当たり、基本コンセプトは「探究型学習を中心とした学校づくり」としました。理事長自ら数々の学校に足を運び、その学習形態に触れる中で、生徒たちの生き生きとした姿勢とその学習成果を目の当たりにし、21世紀型スキルを身に付けさせるためには、この学習しかないという確信を持ちました。

当初、それを支える手段として、図書教育に力を入れている鳥取県の特色でもある図書の充実を考え、図書館機



図書館機能の中心部であるラーニングセンター  
Skypeを活用し全世界の人と意見交換できるスペースも設置

能を有したラーニングセンターを中心とした学校建築を想定していました。さらに設計を進め、世界の様々なケースを調べていく中で、ICT教育の必要性と、日本の遅れを知りました。

これらのことから、図書の活用と最先端のICTの活用、すなわちアナログとデジタルの融合こそが、探究型学習の実践に必要不可欠であるという考えに至りました。

一つ目の柱となる図書においては、「図書館の中に学校がある」という逆転の発想のもと、ラーニングセンターを中心とし、学校のいたるところに図書スペースを設け、校舎全体を図書館として、どこからでも本にアクセスできる環境を整えました。



iPadを使った授業風景

二つ目の柱となるICTにおいては、当初一人一台パソコンが利用できるパソコン教室の設置を検討していましたが、それではこれからの時代にマッチしないと考え、一人一台iPadを持ち全館無線LANを敷くこと、また全教室にプロジェクターを完備することでもどこでもICTを活用した授業ができる環境を整えました。

これにより生徒たちは、いつでもどこでも図書とインターネットにアクセスすることが可能となりました。

気になる本をいつでも手に取り、筆記具と同じ感覚でiPadを日常的に使いこなす。アナログとデジタル、一方だけでなく、双方の良さを最大限に活かし両側面からアプローチすることで、生徒の力を伸ばし育みます。

この二本柱の導入はゴールではなく、あくまでも探究型学習を実践するためのツールでありスタートラインとして、使い方次第でその可能性は無限



生徒の発想を刺激する壁一面がホワイトボードの教室

に広がると考えています。

このほかにも、従来の学校にはない空間演出として、可動式家具を多用し一つの空間が多用途に使えることを念頭に、様々なスペースの確保を行いました。使用する可動式家具はアクティブラーニング用であり、グループワークやスクール形式の形態にいつでも変更して授業をすることが可能です。また、ラーニングセンターと一体となったプレゼンテーションルームや、壁一面がホワイトボードの教室など、生徒の表現やひらめきをサポートする先進的なアイデアをいたるところに用意しました。

教員室は全面ガラス張りのオープンな空間で、生徒がいつでも出入りしやすくなっています。本来であれば別の空間に作る校長室も、教員室と合体させることで現場の先生や生徒の様子がすぐにわかるようにしました。

さらにエコの要素も積極的に取り入れ、給排水ゼロの無水トイレの設置や、全館LED照明を採用するなど環境への負荷の軽減にも努めました。

### ◆探究型学習の先にあるもの◆

これらの環境を活用し、探究型学習でインターネットから得た情報は必ず図書で裏付けを取り、図書で得られた情報にはインターネットからの最新情報を加え、両者の情報のうえに自身自身の論を組み立てることの重要性を生徒に学んでほしいと考えています。

探究型学習は自分自身の好奇心と情熱をもって興味関心を追及する学習であると同時に、自分自身を見つめ進路を探究することに他ならないと思います。探究型学習を通して進路を見だし、自己実現ができる生徒を育成したいと考えています。



開放的な教員室



教員室の壁際のロッカーは生徒が座る椅子にもなり、教員とフラットな関係を築く

### ◆事業団融資の活用◆

学校法人設立時に事業団融資を検討したことがあり、その存在は知っていましたが、事業団融資は長期・低利の貸付であり、それを受けるといことは、その事業について社会的信用にも通じると考え、今回の事業において利用を決めました。

### ◆取材後記◆

校舎に一歩足を踏み入れると、吹き抜けのメインホールが目に見え込んできます。明るい日の光が差し込むラーニングセンターは壁一面が本棚になっている開放的なスペースで、そのコンセプトどおり図書館そのものという印象です。そこでは生徒が調べものをしたり、談笑したりと思いいの時間を過ごし、外から見たときの清閑なイメージから一転して、活気であふれていました。

今回お話を伺い、改めて細部に目を凝らしてみると、随所にちりばめられたその斬新なアイデアと工夫のすべてが、生徒たちの未来を願う教職員の思いが形になったものだということが伝わってきます。

この学び舎から巣立っていく生徒たちが、全国、そして世界へ向けて、新たな道を切り拓いていく日が来ることを楽しみにしています。

ねんきん定期便を

送付しています

広報相談センター相談班

「ねんきん定期便」は、年金加入記録を確認していただくことを目的として、学校法人等を経て加入者の誕生日に送付しています。通知等が届きましたら対象者に配付をお願いします。

1 「ねんきん定期便」の種類

(1) 毎年通知

(50歳未満、50歳以上の2種類)

直近13か月の標準報酬月額、標準

賞与、保険料納付額を掲載

(2) 節目年齢通知

(35・45歳、59歳の2種類)

過去の経歴等をすべて掲載

2 年金見込額

(1) 50歳未満

これまでの加入実績に応じた見込額

(2) 50歳以上

現在の加入条件で60歳まで加入し

たものと仮定した見込額

「ねんきん定期便」には、見方が記

載されたパンフレットを同封していま

すので併せてご覧いただくようご指導

ください。

パンフレットの見本は、私学共済

ホームページ「加入者用ログインペー

ジ▼私学共済制度の刊行物」にも掲載

していますので参照してください。

【毎年通知見本（50歳未満）】

(99A0009-00998)

ねんきん定期便

基礎年金番号 9876-543210

お問い合わせの際には、上記基礎年金番号をお知らせください。

※この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しており、平成27年11月までの年金加入記録を表示しています。

○私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員） 平成28年1月15日

○国民年金及び一般厚生年金期間： 平成28年1月20日

○公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）： 年 月 日

1 これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として300月以上の受給資格期間が必要です。）

| 国民年金（a）              |                              |                        | 船員保険（c）  | 年金加入期間合計<br>（未納月数を除く）<br>（a + b + c） | 合算対象期間等<br>（d） | 受給資格期間<br>（a + b + c + d） |
|----------------------|------------------------------|------------------------|----------|--------------------------------------|----------------|---------------------------|
| 第1号被保険者<br>（未納月数を除く） | 第3号被保険者                      | 国民年金計<br>（未納月数を除く）     |          |                                      |                |                           |
| 88月                  | 0月                           | 88月                    | 0月       |                                      |                |                           |
| 厚生年金（b）              |                              |                        |          | 273月                                 | 0月             | 273月                      |
| 一般厚生年金               | 公務員厚生年金<br>（国家公務員・<br>地方公務員） | 私学共済厚生年金<br>（私立学校の教職員） | 厚生年金保険 計 |                                      |                |                           |
| 0月                   | 0月                           | 185月                   | 185月     |                                      |                |                           |

※「合算対象期間等」欄には「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）」の月数を表示しています。

なお、この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求する時に書類による確認が必要となります。

2 これまでの加入実績に応じた年金額と【参考】これまでの保険料納付額（累計額）

| (1) 国民年金                   | 加入実績に応じた年金額（年額） | 保険料納付額（累計額）      |
|----------------------------|-----------------|------------------|
|                            | 老齢基礎年金          | 国民年金保険料          |
|                            | 443,681円        | 1,058,800円       |
| (2) 厚生年金保険                 | 老齢厚生年金          | 厚生年金保険料（被保険者負担額） |
| 一般厚生年金被保険者期間               | 0円              | 0円               |
| 公務員厚生年金被保険者期間（国家公務員・地方公務員） | 0円              | 0円               |
| 私学共済厚生年金被保険者期間（私立学校の教職員）   | 791,150円        | 8,093,879円       |
| (1)と(2)の合計                 | 1,234,831円      | 9,152,679円       |

これまでの加入実績に応じた年金額について

※これまでの加入実績（受給資格期間）のみを基に計算した年金額（年額）を表示しています。

【参考】これまでの保険料納付額（累計額）について

※国民年金の保険料納付額は、加入当時の保険料額を基に計算しています。

※厚生年金保険の保険料納付額（被保険者負担額）は、加入当時の標準報酬月額などと保険料率（掛金率）を基に計算しています。

3 お知らせ

4 最近の月別状況

| 年月<br>（平成） | 国民年金<br>第1号・第3号<br>納付状況 | 厚生年金保険   |                |               |         |
|------------|-------------------------|----------|----------------|---------------|---------|
|            |                         | 加入<br>区分 | 標準報酬月額<br>（千円） | 標準賞与額<br>（千円） | 保険料納付額  |
| 26年 8月     |                         | （私学）     | 620            |               | 43,958  |
| 26年 9月     |                         | （私学）     | 620            |               | 43,958  |
| 26年10月     |                         | （私学）     | 620            |               | 43,958  |
| 26年11月     |                         | （私学）     | 620            |               | 43,958  |
| 26年12月     |                         | （私学）     | 620            | 1,500         | 150,308 |
| 27年 1月     |                         | （私学）     | 620            |               | 43,958  |
| 27年 2月     |                         | （私学）     | 620            |               | 43,958  |
| 27年 3月     |                         | （私学）     | 620            | 253           | 61,895  |
| 27年 4月     |                         | （私学）     | 620            |               | 45,055  |
| 27年 5月     |                         | （私学）     | 620            |               | 45,055  |
| 27年 6月     |                         | （私学）     | 620            |               | 45,055  |
| 27年 7月     |                         | （私学）     | 620            |               | 45,055  |
| 27年 8月     |                         | （私学）     | 620            |               | 45,055  |

## 療養費・家族療養費の請求手続き

業務部 短期給付課

職務上や通勤災害によらない病気やケガのため保険医療機関を受診したときは、加入者証等を使って現物給付（療養の給付）を受けることが原則ですが、加入者等が下表の給付事由のような事情で医療費等の立て替え払いや自費診療を行った場合には、例外的に、療養費又は家族療養費が現金給付として支給されます。

本号では電話照会が多い療養費・家族療養費の請求手続きについてご案内します。

## 1 請求手続き

療養費又は家族療養費は、学校法人等を通して請求してください。請求後1か月程度で学校法人等を通して送金します。請求に必要な書類は次のとおりです。

【ダウンロード】と記載のある用紙は、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードできます。

(1) 「療養費・家族療養費等請求書」(全部の給付事由について共通の請求用紙です)〔ダウンロード〕

(2) 給付事由に応じた次の添付書類

| 給付事由                                                                          | 添付書類                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| やむを得ない事情により加入者証等を使用できず、自費で受診した場合（例：加入者証等交付手続き中、旅行先での急病など）                     | ・「診療報酬領収済証明書」〔ダウンロード〕<br>（注）医療機関から発行された領収書（原本）と診療報酬明細書（レセプト）の写しを添付書類とすることも可能です。                                                                                                                                                                   |
| 以前加入していた健康保険組合等の保険証を誤って使用したため、以前の健康保険組合等から医療費の請求があり、返還した場合                    | ・以前の健康保険組合等に返還した際の領収書の原本<br>・以前の健康保険組合等から交付された診療報酬明細書（レセプト）の写し<br>（注）開封厳禁として封入されたものを交付された場合は、開封せずにそのまま提出してください。                                                                                                                                   |
| 海外で医療機関を受診した場合<br>（治療目的の渡航は対象外）                                               | ・「海外診療報酬（医科又は歯科）明細書」〔ダウンロード〕及び翻訳文<br>・「外国診療記録書」〔ダウンロード〕及び翻訳文<br>（注1）医療機関による記載、証明が必要となるため、万が一に備えて渡航の際はあらかじめ用紙を持参してください。<br>（注2）翻訳文の様式は自由です。<br>・領収書（原本）<br>・パスポートの写し又は出入国証明書等（受診者の名前、治療を受けた国への渡航記録が確認できるもの）<br>・調査に関わる同意書<br>（注3）医療機関に確認する場合があります。 |
| 治療用装具（コルセット・関節用装具・小児弱視等治療用眼鏡・弾性着衣等）を作製（購入）した場合<br>（単に生活の用に供する歩行用補助杖、補聴器等は対象外） | ・治療上必要と認めた医師の意見書又は指示書<br>・領収書（原本）<br>（注）装具の種類、単価、個数等が記載されたもの                                                                                                                                                                                      |
| 生血液の提供を受けた場合<br>（親族からの提供は対象外）                                                 | ・輸血を必要とする医師の証明書<br>（注）傷病名、手術名、手術年月日、出血量、輸血量、症状経過、処置概要の内容も含めて記入を受けてください。<br>・領収書（原本）<br>（注）血液量の記載のあるもの                                                                                                                                             |
| 骨髄移植、臓器移植の搬送費用が発生した場合                                                         | ・搬送を必要とする医師の意見書<br>・領収書（原本）及び輸送経路、輸送手段等のわかる明細書                                                                                                                                                                                                    |
| はり・きゅう・マッサージの施術を受けた場合                                                         | ・当該施術を必要とする医師の同意書<br>・領収書（原本）<br>（注）施術内容、施術日、1回あたりの金額等が記載されたもの                                                                                                                                                                                    |

## 2 注意事項

- (1) 「療養費・家族療養費等請求書」は、受診者、受診月（暦月ごと）及び医療機関ごとに作成してください。
- (2) 必要に応じて上記以外の添付書類の提出を求めることがあります。
- (3) 対象となる給付事由及び給付額等の詳細については、事務の手引、私学共済ホームページ等を参照してください。

## 加入者証や確認通知書の内容を確認してください

## 資格関係の報告内容の訂正

業務部 資格課

加入者証や加入者被扶養者証、確認通知書が届いたときは、すぐに記載内容を確認してください。氏名や生年月日が誤った加入者証等は医療機関で使用できない可能性があります。また、報告された報酬が誤っていると、掛金等額や給付額にも影響が出ます。報告内容が誤っていることに気付いたときは、速やかに訂正や取り消しの手続きをしてください。

## 訂正や取り消しの事例別・報告書一覧

- ・【ダウンロード】と記載のある用紙は、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードできます。
- ・報告書の記入方法、記入例は、報告書の裏面又は〔様式用紙等のダウンロード〕の記入例を確認してください。

| 訂正等の内容                                         | 報告書名                                                                                              |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資格取得報告や所属学校等変更報告を取り消すとき                        | 資格取得報告等の取下げ申出書【ダウンロード】<br>※所属学校変更の取り消しは、後任校から提出してください。                                            |
| 資格喪失報告を取り消すとき                                  | 資格喪失報告の取下げ申出書【ダウンロード】                                                                             |
| 資格取得、資格喪失年月日又は喪失事由を訂正するとき                      | 加入者資格取得日・喪失日等訂正申出書【ダウンロード】                                                                        |
| 加入者の生年月日・性別・氏名・住所を変更・訂正するとき                    | 加入者異動報告書【ダウンロード】                                                                                  |
| 被扶養者の生年月日・性別・氏名・続柄を変更・訂正するとき                   | 被扶養者異動報告書【ダウンロード】                                                                                 |
| 被扶養者の認定年月日や取消年月日、取消事由を訂正するとき                   | 被扶養者認定日・取消日等訂正申出書<br>※業務部資格課へ連絡してください。                                                            |
| 被扶養者の認定や被扶養者の取り消しを取り下げるとき                      | 被扶養者認定・取消申請の取下げ申出書<br>※業務部資格課へ連絡してください。                                                           |
| 資格取得時の報酬、定時決定（標準報酬基礎届書）、標準報酬月額改定届書の報酬月額を訂正するとき | 報酬月額訂正申出書【ダウンロード】                                                                                 |
| 加入者の賞与等支給報告の誤りを訂正するとき                          | 賞与等訂正申出書【ダウンロード】                                                                                  |
| 基礎年金番号の報告を訂正するとき                               | 基礎年金番号の報告の訂正（任意の書式で依頼）<br>※加入者番号、氏名、生年月日、正しい基礎年金番号を記入し、基礎年金番号通知書等、基礎年金番号が確認できる書類の写しを添付して提出してください。 |

## 訂正や取り消し報告の注意事項

- (1) 訂正の手続きが相当期間遅れている場合や訂正の理由によっては、遅延理由書や事実確認のための書類を提出していただく場合があります。
- (2) 加入者証等の記載事項に関する訂正については、訂正処理後に正しい加入者証等を交付します。訂正前の加入者証等は学校法人等で回収し、私学事業団に返納してください。
- (3) 加入者住所を変更・訂正しても新しい加入者証等は発行しません。使用中の加入者証の加入者証住所欄を加入者ご自身で修正・変更してください。

無効の加入者証等の回収と  
返納のお願い

業務部 資格課

加入者が資格喪失したときや、被扶養者の取り消しの手続きをしたときは、無効となった加入者証や加入者被扶養者証を回収して必ず私学事業団に返納してください。任意継続加入を申し込んだときも、在職中の加入者証等は返納しなければなりません。

掛金等の納付には便利な  
口座振替をご利用ください

業務部 掛金課

申し込み手続きや毎月の引き落としには、手数料は一切かかりません。手続き完了後は、毎月ご指定の口座から自動的に引き落とします。納付忘れ等の心配もなく、金融機関の窓口で納付する場合に必要な法人等確認書類を用意する手間も省けます。私学共済制度の掛金等は、税金と同じ公租公課の取り扱いとなりますので、万一、納付期限を過ぎて払い込まれますと、延滞金等の負担が発生することもあります。毎月の掛金等の納付には、安全、確実に大変便利な口座振替をご利用ください。手続き用紙「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」は私学事業団まで請求してください。

## 加入者にかかる学種の適用

業務部 資格課

私学共済制度では、学校ごとに学校番号を決定し、加入者番号は勤務する学校単位で付番しています。

採用や配属の際に報告する「資格取得報告書」や「所属学校等変更報告書」は、必ず加入者が実際に勤務している学校の所属で報告してください。特に、同一法人で複数の学校があるときは、所属誤りのないよう注意してください。

## ▼都道府県補助金と学種

都道府県からは、学種に応じた加入者保険料に対する補助金を受けています。この補助金は、都道府県によって対象となる学種の条件や補助率が違います。また、保育事業を併設する幼稚園や認定こども園など、同じ学種でも補助金に違いがある場合もあります。

学校法人等から提出された「資格取得報告書」等に基づいて決定した所属学校と、実際に勤務実態のある学校が相違していることが判明した場合、補助金に影響を及ぼし、都道府県等から指導を受けることがあります。

報告内容を確認し、誤りがあれば、速やかに訂正等の手続きをしてください。

## 幼保連携型認定こども園にかかる手続き

業務部 資格課

幼稚園を設置している者が、平成27年4月1日以後に幼稚園を廃して幼保連携型認定こども園を設置する場合、幼稚園（又は保育所）と同じ所在地に幼保連携型認定こども園を設置する場合であっても、幼稚園（及び保育所）の廃校の手続きと、幼保連携型認定こども園の新設の手続きがそれぞれ必要です。27年度の「みなし設置認可」に伴う手続きとは異なりますので注意してください。

また、幼稚園や保育所に所属していた教職員については、所属学校変更の手続きが必要となります。

設置者や所在地、認可の状況等により取り扱いが異なる場合がありますので、詳細については、必ず私学事業団にご相談ください。

なお、27年4月1日以前に旧制度の認定こども園であった幼稚園や保育所等が、新制度の認定こども園に移行することなく、認定を取り下げていた場合は、認定こども園の認定を取り下げたことが確認できる書類に、該当する学校の学校記号番号を記入し、本事業団への報告が必要です。手続きが漏れている場合は、速やかに報告してください。

## ―震災対応―

### 一部負担金の免除期間の延長

業務部 短期給付課

東日本大震災の福島原発災害による避難指示区域等に居住している（していた）加入者や被扶養者に対する一部負担金の免除を平成28年3月1日以後も引き続き延長します。

#### 1 免除を受けることができる期限

・帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域に居住する（していた）加入者等

↓ 29年2月28日まで

・旧避難指示解除準備区域に居住する（していた）上位所得層の加入者等

↓ 28年9月30日まで

・旧避難指示区域等に居住する（していた）上位所得層の加入者等

↓ 28年7月31日まで

※上位所得層：標準報酬月額が53万円以上

#### 2 更新免除証明書の交付

・すでに一部負担金免除証明書（28年2月29日有効期限）をお持ちの人に、有効期限を更新した証明書を2月下旬に交付しました。

・更新免除証明書を医療機関等の窓口で提示できずに窓口負担したときは、一部負担金の還付を請求できます。

## 平成28年度

### 団体信用生命保険料充当金率（住宅貸付）

福祉部 貸付課

平成28年度の加入者が負担する団体信用生命保険料充当金の料率は、27年度と同様の貸付残高1万円につき3円48銭となりました。

団体信用生命保険に加入している借受人の所属する学校法人等には、3月14日（月）に個人別の「保険料充当金変更通知書」（27年度末の貸付残高を基に算出した充当金額）を送付しましたので確認してください。

### 住宅貸付借受人に退職手当等を支給したときは即時償還となります

福祉部 貸付課

住宅貸付の借受人について、加入者資格を喪失することなく退職手当等が支給された場合、住宅貸付の未償還元利金を退職手当等から控除し、即時償還しなければなりません。必ず学校法人等で「退職手当支給証明書」を作成し、提出してください。書式は、私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」からダウンロードできます。

## 各ガーデンパレス共済業務課主催

## 平成28年度 各種説明会

広報相談センター 相談班

各ガーデンパレス共済業務課では、地域の加入者や事務担当者の皆様のために次の説明会を開催しています。いずれも開催時間は2時間程度です。参加費は無料となっていますので、ぜひご利用ください。

## 1 加入者向け説明会

## 内容

病気やケガに対する短期給付の手続きや、将来の年金を受給するための基礎知識、その他福祉事業についての説明します。

## 参加対象者

加入者（加入期間が、おおむね3年以内の人）

## 2 年金説明会

## 内容

年金制度の概要や年金の請求手続き等についての説明します。

## 参加対象者

加入者（対象年齢については、各ガーデンパレス共済業務課にお問い合わせください）

## 申し込み方法 ※1・2共通

ブロック誌又は私学共済ホームページに掲載されている各種申込書により各ガーデンパレス共済業務課まで郵送

によりお申し込みください（申込締め切り日必着）。

\*詳しくは広報誌又は私学共済ホームページ「共済トピックス」等をご覧ください。各ガーデンパレス共済業務課までお問い合わせください。

## 3 地域事務担当者向け説明会

## 内容

私学共済制度の事務にかかる基本的な内容や手続き等についての説明です。会場によっては開催時期に合わせた事務手続き等を説明します。

## 参加対象者

私学共済事務担当者

## 申し込み方法

地域事務担当者向け説明会を開催する地区の学校法人等に開催案内を送付します。「地域事務担当者向け説明会参加申込書」を同封しますので、各ガーデンパレス共済業務課まで郵送によりお申し込みください（申込締め切り日必着）。

\*詳しくは開催案内又は私学共済ホームページ「事務担当者コーナー」お知らせ」等をご覧ください。各ガーデンパレス共済業務課までお問い合わせください。

## 共済業務課の連絡先等

| ブロック名 | ガーデンパレス名        | 担当都道府県                      | 電話（直通）       | 広報誌名                              |
|-------|-----------------|-----------------------------|--------------|-----------------------------------|
| 北海道   | 札幌ガーデンパレス共済業務課  | 北海道                         | 011（222）6234 | きらら                               |
| 東北    | 仙台ガーデンパレス共済業務課  | 青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島           | 022（299）6231 | Harmony                           |
| 関東    | 東京ガーデンパレス共済業務課  | 茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨 | 03（3812）2577 | new PROMENADE<br>東京ガーデンパレスからのお知らせ |
| 中部    | 名古屋ガーデンパレス共済業務課 | 富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重     | 052（957）1388 | すこやか<br>OUR PLAZA                 |
| 近畿    | 大阪ガーデンパレス共済業務課  | 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山          | 06（6393）9701 | Message<br>EVENT GUIDE            |
| 中国    | 広島ガーデンパレス共済業務課  | 鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知  | 082（262）1134 | Sun Sun                           |
| 九州    | 九州ガーデンパレス共済業務課  | 福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄    | 092（752）0651 | そよ風                               |

# 平成28年度 私学事業団海外研修旅行（加入者コース）の募集

— 見聞・視野を広げる機会として、ぜひご参加ください — 福祉部 保健課

| コース | 内 容                           | 旅 行 期 間                     | 日数 | 募集人員 | 旅行代金     | 1 人部屋追加代金 |
|-----|-------------------------------|-----------------------------|----|------|----------|-----------|
| 夏期  | A-1 スイス周遊教養の旅                 | 平成28年8月16日(火)～平成28年8月25日(木) | 10 | 30名  | 460,000円 | 95,000円   |
|     | A-2 北欧三カ国周遊教養の旅<br>(関西国際空港発着) | 平成28年8月2日(火)～平成28年8月11日(木)  | 10 | 30名  | 433,000円 | 103,000円  |
|     | A-3 イタリア周遊教養の旅                | 平成28年8月16日(火)～平成28年8月25日(木) | 10 | 30名  | 392,000円 | 90,000円   |
|     | A-4 ドイツ・オーストリア<br>周遊教養の旅      | 平成28年8月17日(水)～平成28年8月26日(金) | 10 | 30名  | 365,000円 | 88,000円   |
|     | A-5 ポーランド周遊教養の旅               | 平成28年8月1日(月)～平成28年8月10日(水)  | 10 | 30名  | 290,000円 | 85,000円   |
| 冬期  | A-6 スペイン周遊教養の旅                | 平成28年12月28日(水)～平成29年1月4日(水) | 8  | 30名  | 235,000円 | 86,000円   |
|     | A-7 台湾周遊教養の旅                  | 平成28年12月28日(水)～平成29年1月4日(水) | 8  | 30名  | 168,000円 | 68,000円   |

※A-2 コース以外は成田又は羽田空港発着です

## 参加資格

- ・加入者（任意継続加入者を含みます）とその配偶者、父母、12歳以上の子・孫
- ・18歳未満の場合は成人の同行者が必要です。

## 募集人員

- ・各コースとも30名（最少催行人員15名）

## 参加申込受付期間

夏期コース：4月15日(金)～6月3日(金)必着

冬期コース：9月7日(水)～10月7日(金)必着

## パンフレット・申込書のお取り寄せ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-18-19 虎ノ門マリビル11階

株式会社 日本旅行 公務法人営業部 「私学事業団 海外研修旅行」係

TEL：03-5402-6478 FAX：03-3437-3955

E-mailアドレス：shigaku\_kaigai@nta.co.jp

営業時間：月～金曜日 9：30～17：30

定休日：土・日曜日、祝日



蓮池潭 © 台湾観光局

相談料  
無 料

メンタルヘルス等相談サービス

## 私学事業団健康相談ダイヤル

【福祉部 保健課】

対象者：加入者（任意継続加入者を含みます）とご家族、及び75歳以上の教職員

健康・医療相談

メンタルヘルス相談

育児介護相談など

電話・面談・Webによるメンタルヘルスカウンセリングも行っています。

24時間 悩みいらず  
通話料無料 0120 (24) 7831 24時間年中無休

Webカウンセリング URL: <https://t-pec.jp/websoudan/>  
ユーザ名: shigaku パスワード: 247831

セカンドオピニオン相談

通話料無料 0120 (36) 8102 月曜日～土曜日 午前9時～午後6時

プライバシーを厳守しておりますので、安心してお電話ください。  
詳しくは、私学共済ホームページ又はレター5月号に同封するリーフレットをご覧ください。

◆専用ホームページ  
<http://shukatsu-supportnet>

私学事業団は学生就職活動サポートセンター（東京・大阪）を開設し、学生の就職支援に取り組んでいます。平成28年度も前年度と同じ場所で開催します。引き続き、就職活動の拠点として、ぜひご活用ください。  
詳細につきましては、左記の専用ホームページをご覧ください。保健課までお問い合わせください。

学生就職活動サポートセンター

福祉部 保健課

## 年金等給付事業

## 老齢厚生年金

退職後や老後の生活の安定のため、全国民共通の「老齢基礎年金（国民年金）」の上乗せとして支給されます。老齢厚生年金は、下表の年齢に応じて支給が開始されます。ただし、在職中は原則として支給停止されます。

| 生年月日                | 老齢厚生年金の支給開始年齢 |
|---------------------|---------------|
| 昭和28年4月2日～昭和30年4月1日 | 61歳           |
| 昭和30年4月2日～昭和32年4月1日 | 62歳           |
| 昭和32年4月2日～昭和34年4月1日 | 63歳           |
| 昭和34年4月2日～昭和36年4月1日 | 64歳           |
| 昭和36年4月2日以後         | 65歳           |

## 障害厚生年金

加入期間中の病気やケガで障害の状態になったときに、それに伴う稼働能力の喪失又は減少を補うための給付です。

障害認定日（原則初診日から1年6か月後）に障害の程度が1～3級に該当する場合に支給されます。在職中も支給されます。

## 遺族厚生年金

加入者又は加入者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた遺族の生活保障として支給されます。遺族の順位は①配偶者、子②父母③孫④祖父母となっています。

※他にも日本国籍を有さない人に対する**脱退一時金**があります。

## 退職等年金給付

被用者年金制度の一元化により、共済年金の職域部分の年金は廃止され、「退職等年金給付」が創設されました。「退職年金」「職務障害年金」「職務遺族年金」の3種類があります。財政運営は積立方式、給付設計については、キャッシュバランス方式を採用しています。

## 福祉事業（福利厚生）

## 保健事業

特定健診・特定保健指導、人間ドック利用費用補助、メンタルヘルス等相談事業、郵送検診、出産祝品等の贈呈、海外研修旅行の企画・後援、各種割引事業などを行っています。

## 医療事業

直営の医療施設として、東京臨海病院を運営しており、加入者及び被扶養者に高度で適切な医療を提供しています。

## 宿泊事業

全国にホテル「ガーデンパレス」（札幌・仙台・東京・名古屋・京都・大阪・広島・福岡）を8か所、宿泊所・保養所（箱根・湯河原・葉山・鎌倉・金沢・軽井沢・志賀高原・京都）を8か所運営しています。

## 積立貯金事業

加入者の毎月の給与や賞与から貯金を受け入れ、安全かつ有利な利率（\*）で運用を図っています。  
\* 年利 0.5%（半年複利）  
〈金融情勢の変動等により変更する場合があります〉

## 積立共済年金事業

拠出型企業年金保険制度で、在職中に積み立てた積立金を原資として退職後に年金や一時金等の給付が受けられます。税制適格コース（個人年金保険料控除の対象）と自由選択コース（一般の生命保険料控除の対象）があります。

## 共済定期保険事業

スケールメリットを活かした保険料で、在職中に死亡した場合や高度障害となった場合に保険金が給付されます。1年更新の団体保険制度で、個人加入コースと学校加入コースがあります。他にも入院保障等のコースがあります。

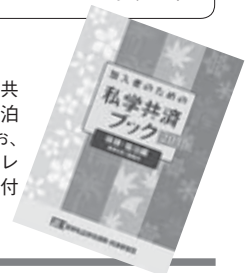
## 生涯生活設計の支援事業

教職員生涯福祉財団と共催で、退職後を含めた生活設計に必要な知識や情報を提供するセミナーを開催しています。また、通信研修・講座等の割引幹旋を行っています。

## 貸付事業

加入者貸付として、一般・教育・結婚・災害・医療・住宅貸付があります。学校法人等の職員住宅の購入・建設に対する貸付として、特殊住宅貸付があります。

福祉事業の詳細は「私学共済ブック2015」〔保健・宿泊編〕をご覧ください。なお、2016年版は5月下旬に「レター」5月号と一緒に送付する予定です。



## 共済業務に関する電話での相談サービス

広報相談センターと各ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課では、オンライン情報をもとに、共済業務にかかる各種相談を受け付けているほか、年金の試算や証明書の交付なども行っています。

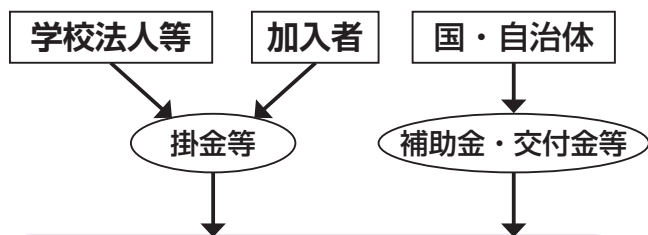
受付時間：月曜日から金曜日まで  
（年末年始及び祝日を除きます）  
9:00～17:15

## 共済業務の相談サービス電話番号

| 共済業務の相談サービス電話番号 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 広報相談センター相談室     | ☎03(3813)5321（代表） |
| 札幌 ガーデンパレス      | ☎011(222)6234（直通） |
| 仙台 ガーデンパレス      | ☎022(299)6231（直通） |
| 名古屋 ガーデンパレス     | ☎052(957)1388（直通） |
| 大阪 ガーデンパレス      | ☎06(6393)9701（直通） |
| 広島 ガーデンパレス      | ☎082(262)1134（直通） |
| 福岡 ガーデンパレス      | ☎092(752)0651（直通） |

## 新しく私学共済事務担当者になられた方へ

## 私学共済事業のあらまし



## 私学共済制度の3つの事業

## 短期給付事業

加入者と被扶養者の病気・ケガ・結婚・出産・死亡・休業や災害などに対して給付されます。

\* 民間会社に勤務している人が加入する「健康保険」に相当するものです。

## 年金等給付事業

加入者が一定の年齢や退職したとき・障害の状態になったとき・死亡したときに、加入者や遺族の生活の安定のために年金や一時金が給付されます。

## 福祉事業

「日常生活をより豊かに、より健康に」をテーマに、8つの福祉事業を行っています。

## 私学共済制度は社会保障制度のひとつです

私立学校に勤務する教職員（一部を除きます）は、私立学校教職員共済法により私学共済制度の加入者になります。自分の意思で加入したり、脱退したりすることはできません。

私学共済制度の財源は、学校法人等と加入者が負担する掛金等と国等からの補助金等で成り立っています。

## 短期給付事業（健康保険）

## 【医療機関等を受診したときの一般的な例】

かかった医療費のすべてを加入者（患者）が自己負担するのではなく、7割は私学事業団が病院に支払います。

このことを「療養の給付」といいます（現物給付）。

## 総医療費

7割

窓口負担  
3割

病院の窓口で加入者証を提示することにより、3割が自己負担となります。

病院の窓口負担が一定額以上になったときは、高額療養費・一部負担金払戻金などが支給されます。自動払いのため、手続きは必要ありません。

## 手続きが必要な主な給付（現金で給付されます）

## 病気になったとき

## 療養費

## 家族療養費

やむを得ない理由により加入者証等を使わず、一旦医療費の全額を立て替え払いしたとき

## 移送費

## 家族移送費

症状が重いため緊急やむを得ず、医師の指示で寝台自動車等を利用したとき

## 休業し報酬が減額又は無給となったとき

## 傷病手当金

職務以外の病気やケガにより休業したとき

## 出産手当金

出産により休業したとき

## 休業手当金

家族の病気やケガなどにより休業したとき

## 結婚したとき

## 結婚手当金

## 出産したとき

## 出産費

## 家族出産費

直接支払制度を利用しなかったとき

## 死亡したとき

## 埋葬料

## 家族埋葬料

## 災害にあったとき

## 災害見舞金

水震火災やその他の非常災害により住居や家財に損害を受けたとき

## 弔慰金

## 家族弔慰金

水震火災やその他の非常災害により死亡したとき



短期給付・年金等給付の詳細は、「私学共済ブック2015〔給付編〕」をご覧ください。

## お問い合わせの際には

私学事業団では、私学共済制度に加入する際、所属学校単位に加入者番号を付番しています。

私学共済制度に関するお問い合わせの際には、加入者証等をお手元におき、加入者番号をお伝えくださいますよう、ご協力をお願いします。

## 加入者証の記号・番号の例

記号 11 A 0099 番号 00141  
 県コード 学種 学校番号 個人番号  
 学校記号番号  
 加入者番号

**共済事業本部**

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

**☎03(3813)5321(代表)**

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

## 積立貯金の前期募集が始まります 前期申出期間 4月26日(火)～5月25日(水)

積立貯金の新規申し込み、既加入者の積立金額変更及び中断している積立貯金の復活を希望される場合は、申出期間内に手続きをしてください。

**◆制度のあらまし**

- **利率** 年利0.5% (金融情勢の変動等により変更する場合があります)
- **積立金額単位** 1,000円単位
- **積み立て方法**
  - ① 定時積立金 毎月の給与から控除して積み立て
  - ② 臨時積立金 年3回、夏期・冬期・春期の賞与等から控除して積み立て
- ※ 臨時積立金のための積み立てはできません。
- **今回の申し込みによる積み立て開始**  
6月の給与から〔払込期限は7月8日(金)〕

**◆申し込み方法 (所定の用紙で申し込んでください)**

- **新規加入** 「貯金加入申込書」
- **積立金額の変更** 「積立金変更申込書」
- **積立貯金の復活** 「積立中断・復活届書」

私学共済事務担当者は、加入者から提出された書類を学校単位で一括して「貯金関係書類送付内訳書」を添付のうえ、申出期間内に提出してください。

**◆送付先 (積立貯金書類専用)**

〒101-8709 日本郵便株式会社 神田郵便局 私書箱第103号  
私学事業団共済事業本部 福祉部保健課貯金係

## 被扶養者の要件の再確認を！

被扶養者として認定されている人が、就職して健康保険に加入したり、アルバイトなどで収入が増えたり、結婚した場合や、同居を要件とする被扶養者が別居した場合など、被扶養者の要件を欠いたときは、被扶養者の取り消しとなりますので、速やかに「被扶養者取消申請書」を提出してください。

被扶養者の再審査等で、以前から被扶養者の要件を欠いていることが判明すると、要件を欠いた時点で遡って被扶養者の取り消しとなり、その間に受けた保険診療費などは返還しなければなりません。

4月は被扶養者に認定されている家族の状況も変動することが多い時期です。要件を満たしているか再確認していただき、手続きが遅れることがないようにご注意ください。

【業務部 資格課】

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話がつながりにくい状態となっています。特に月曜日や午前中は大変混雑しており、ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

なお、お近くのガーデンパレス共済業務課もご利用ください (本誌16頁参照)。

## 資格関係の電算用紙の修正をしてください (標準報酬基礎届書等を変更しました)

資格関係の様式用紙等の電算用紙 (学校法人等で作成した様式) による届け出を承認されている学校法人等は、順次新用紙への修正をお願いします (再承認を受ける必要はありません)。なお、新用紙は私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕に掲載しています。また、標準報酬基礎届書 (旧用紙名「標準給与基礎届書」) の電算用紙を承認されている学校法人等へは、3月上旬に修正の依頼をしています。 【業務部 資格課】

## 貸付けの申込締め切り日にご注意ください

5月23日(月)送金分は4月28日(木)が申込締め切り日となります。締め切り日 (毎月15日・月末) が土・日・祝日のときは繰り上がりますのでご注意ください。

【福祉部 貸付課】

## 4 月の共済業務スケジュール

|        |                                                                                             |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4日(月)  | <b>貸付</b> 送金                                                                                |
| 6日(水)  | <b>貸付</b> 3月分定期償還期限                                                                         |
| 8日(金)  | <b>貯金</b> 払込期限 (必着)                                                                         |
| 15日(金) | <b>貸付</b> 5月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り                                                             |
| 20日(水) | <b>貯金</b> 送金                                                                                |
| 22日(金) | <b>貸付</b> 送金                                                                                |
| 25日(月) | <b>貯金</b> 払戻・解約請求締め切り<br><b>積立共済年金</b> 脱退申出等締め切り                                            |
| 26日(火) | <b>貯金</b> 前期加入申し込み開始                                                                        |
| 28日(木) | <b>掛金等</b> 3月分掛金等口座振替 (自振校のみ)<br><b>貸付</b> 4月分定期償還口座振替 (自振校のみ)<br><b>貸付</b> 5月23日送金申し込み締め切り |

## 5 月の共済業務スケジュール

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 2日(月)  | <b>掛金等</b> 3月分納期限<br><b>貸付</b> 送金 |
| 6日(金)  | <b>貸付</b> 4月分定期償還期限               |
| 10日(火) | <b>貯金</b> 払込期限 (必着)               |
| 13日(金) | <b>貸付</b> 6月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り   |

## 平成28年度 日本私立学校振興・共済事業団職員募集

私学事業団では、下記のとおり平成28年度職員採用試験を行いますので、関係者へご案内ください。  
受験手続き、その他詳細については私学事業団ホームページ〔採用・募集情報〕にてご確認ください。

- 受験資格…学校教育法による大学の学部を卒業した者、もしくは平成29年3月までに卒業見込みの者又は本事業団がこれらと同等と認めた者。
- 採用予定人数…13名程度
- 採用予定年月日…平成29年4月1日  
(既卒者は平成28年度中に採用の場合あり)
- 受験申込期間  
平成28年4月8日(金)～4月28日(木)

- 第一次試験(教養・作文)  
平成28年6月26日(日)  
会場 東京大学教養学部駒場キャンパス
  - 第二次試験(第一次試験合格者に対する面接等)  
平成28年7月(予定)
- 【問い合わせ先】  
総務部 人事課  
☎ 03(3230)7884、03(3813)9518  
Eメール jinji@shigaku.go.jp

### 助成業務

#### 私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

### 平成28年度 私学経営情報センター が行うサービスのご案内

学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び情報の収集・提供を行っています。経営相談、財務分析、会計処理、講師派遣など幅広いサービスを行っていますので、ご利用ください。

#### ●主なサービスの内容

##### ◆経営相談(詳細は右記参照)

##### ◆財務分析等のデータ提供

- ①学校法人が直接、データや分析資料等を出力閲覧できるシステム(私学情報提供システム)を提供しています。

※ご利用には、私学事業団が発行する電子認証が必要です。

- ②学校法人からの依頼に応じて資料を作成・提供しています。

##### ◆会計処理等の相談

会計処理や実務上の取り扱い等の質問にお答えします。

##### ◆学校法人等が主催する研修会への講師派遣

当センターの職員を講師として派遣します。

##### ◆各種セミナーの開催

学校経営等に関するセミナーを開催します。

詳細は、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶経営支援・情報提供〕をご覧ください。

#### 【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846・7847(会計相談、データ提供)

7838(講師派遣)

7849・7850(セミナー)

Eメール center@shigaku.go.jp

### 経営相談のご案内

私立学校の経営の改善及び安定に寄与するため、経営相談を実施しています。

学園の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスいたします。

#### 【相談内容の例】

- ①経営改善計画の作成支援
- ②管理運営、組織の活性化
- ③教育条件の改善
- ④財務の分析・比較
- ⑤学生生徒等の確保
- ⑥人事政策・人件費の見直し
- ⑦収入の確保、経費の節減
- ⑧その他の課題
- ⑨専門家を活用した相談

#### 【経営相談の申込書等について】

##### ◆大学・短期大学・高等専門学校法人

3月下旬に電子窓口に掲載

##### ◆高等学校・中等教育学校法人

3月下旬に理事長宛てに送付

平成28年度において相談を希望される場合には、必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

◎申込締め切り日：4月22日(金)

#### 【私学経営情報センター 経営支援室】

☎03(3230)7828・7830・7832

Eメール shien@shigaku.go.jp

## 宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。  
http://www.shigakukyosai.jp/

### 軽井沢 すずかる荘

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267(45)7311  
(しなの鉄道「中軽井沢」駅下車、徒歩10分)

遅い春を迎える軽井沢 木々の変化に自然の息吹を感じます

#### 新緑プラン 1泊2食(1名様) 9,100円

取扱期間:平成28年5月6日～7月22日

※1名1室の場合は500円の割り増しとなります。

☆ご要望にあわせて、素泊り・1泊朝食などのプランもご用意しています。



セミナールーム



白糸の滝 (6月撮影)



すずかる荘中庭 (5月末撮影)

#### セミナープラン 1泊2食(1名様) 8,500円

緑に囲まれた静かな環境は研修会や合宿に最適です

取扱期間:通年(8月・年末年始を除きます)

定員:10～20名程度ですが、ご相談ください。

※料金にセミナールームの使用料が含まれています。

☆和室の他にコテージ(5月～10月頃まで利用可能です)もあります。詳しくはお問い合わせください。

年会費  
無料

直営宿泊施設の利用証を兼ねたクレジットカード(退職後も生涯利用可能)

私学メンバーズカード新規入会キャンペーン  
今なら最大4,000円分のギフトカードプレゼント!

特典1

キャンペーン期間中に、私学メンバーズカードにご入会いただいた本会員の方(家族会員を除く)

もれなくギフトカード2,000円分をプレゼント!

【キャンペーン期間】

2016年4月1日(金)

2016年9月30日(金)

特典2

(さらに)ご入会3か月以内にショッピングご利用金額3万円(税込)以上ご利用の方に

ギフトカード2,000円分、または600ポイントプレゼント!

※ご入会には審査がございます。審査によりお申し込みの意にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

キャンペーンの詳細・  
オンライン申し込み

私学メンバーズカード

検索

www.resonacard.co.jp/shigaku

お問い合わせ先

りそなカードインフォメーションセンター 私学メンバーズカード事務局

☎0120-559-197(9:00～17:00/土・日・祝日・年末年始休み)

お申し込み  
対象

【本会員】私学共済加入者(任意継続加入者を含む)、  
年金者  
【家族会員】本会員の配偶者



3ブランドから選べる

VISA MasterCard

空港ラウンジ

利用可能

海外・国内旅行傷害保険  
最高5,000万円自動付帯

ETCカード  
同時申し込み可能

## 融資事業のご案内

対象となる主な施設や事業と融資金利は次のとおりです。

■ 融資金利表(平成28年4月1日現在)

| 融資費目                                                              | 返済期間              |                   |                             |
|-------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|-----------------------------|
|                                                                   | 20年以内<br>(うち据置2年) | 10年以内<br>(据置年数含む) | 6年以内<br>(据置年数含む)            |
| 【一般施設費】<br>校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室<br>等の建築事業等並びに校(園)地の<br>買収事業等          | 0.5<br>年%         | 0.4<br>年%         | 0.5<br>年%                   |
| 【特別施設費】<br>寄宿舎、国際交流会館、セミナー<br>ハウス等の建築事業並びに当該施<br>設建築のための土地買収事業等   | 0.6               | 0.5               | —                           |
| 【教育環境整備費】<br>校教具(幼稚園、特別支援学校、<br>専修学校が対象)、通園バス、大<br>型設備・情報技術整備等の購入 | —                 | 0.4               | 5年6か月以内<br>(うち据置6か月)<br>0.4 |

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。

※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築  
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・  
固定金利・元金据置(最大2年間)・  
元金均等償還です。

問い合わせ先  
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867  
Eメール yushi@shigaku.go.jp